



議案第二一号

三朝町町管事業分担金徴収条例の制定について

三朝町町管事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年参月拾九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町町営事業分担金回収条例

(目的)

第一条 この条例は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条の規定により町営事業の全費について回収する分担金に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 この条例によつて分担金を回収することができる町営事業の範囲は次の各号のとおりとする。

- 一 土地改良法第九十六条の三において準用する同法第三十六条の規定に基
ずいて町が行う土地改良事業(以下「土地改良事業」という)
- 二 林道開発整備事業(以下「林道整備事業」という)
- 三 水道法に基ずいて町が行う簡易水道事業(以下「水道事業」という)
- 四 小規模給水事業(以下「給水事業」という)

(分担金の回収基準)
第三条 分担金を徴すべきもの分担金の額については次表上欄に掲げる事業
ごとに同表中欄に掲げるものから同表下欄の範囲内において町長が定め
る。

<p>一 土地改良事業</p> <p>二 林道開発整備事業</p> <p>三 水道事業</p> <p>四 給水事業</p>	<p>当該事業の施行にかゝる地内にある土地につき、土地改良法第...条に規定する資格を有するもの</p> <p>当該事業の施行により受益をうけるもの</p> <p>当該事業の施行により給水其の他受益をうけるもの</p>	<p>当該事業に要する経費のうちから国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものをこゝに記す</p> <p>当該事業に要する経費のうちから町又は村から交付を受けた補助金の額及び町債の額を除いたものをこゝに記す</p>
<p>同</p> <p>右</p>	<p>同</p> <p>右</p>	

- 2 前項の賦課の基準を定めるに当つては、当該事業についてその施行にかゝる地域内にある土地の利益及び給水等の受益を勘案して所長が定める
- 3 第一項の号に掲げる土地改良事業について分担金を生ずべきものが、当該事業の施行にかゝる地域の全部又は一部を地とす土地改良区の組合員である場合には、その者に對する分担金にかえて、その土地改良区からこれに相当する分担金を生収することができる

第四條 (分担金生収)

前條の規定によつて算定した分担金の生収は年一回とする。但し精算は年度経過後出納閉鎖期までに行い、その結果過誤納額を生じたときは、これを還付し又は次年度の納付額に充当し、不足額は追索する。

（分担金室収の特例）
第五條 町長は天災その他特別の事情があるときは、これを減免又は室収を延期
することができる。

（賦課に対する異議の申立）
第六條 第三條の規定により分担金の賦課を受けた者はその賦課の算定に異議が
あるときはその賦課を受けた日から三十日以内に町長に対し文書をもちて異議
の申立をすることが出来る。

2 町長は前項の規定による異議の申立を受けたときは、その申立を受けた
ときから三十日以内にこれを決定し申立人に通知しなければならぬ。

（急施の場合の特例）
第七條 土地改良法第九十六條の三において準用する同法第四十九條の規定に
よる急工事計画に基づく事業に要する分担金の室収についてはあらかじめそ
の室収すべき者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

（委任）
第八條 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行日)
1. この条例は公布の日から施行する

(適用の特例)
2. 昭和三十一年度において施行の岐阜県農道整備事業についてはこの条例を適用する